

## 第4章 市の施策



### 第1節 市の施策の見方について



本章の見方について以下に示します。

<b>望ましい環境像</b>	「望ましい環境像」は、「富士市環境基本条例」の基本理念を踏まえ、すべての市民が、過去の世代から受け継いだ富士山の恵みをはじめとする良好な環境を永遠に継承できるまちの姿を描いたものです。本計画では、2050（令和32）年度を展望したものとなっています。
<b>目指す将来像</b>	「目指す将来像」は、「ふじ・水循環共生圏 2030」の構築を目指すもので、2030（令和12）年度を展望したものになっています。
<b>基本目標</b>	「望ましい環境像」、「目指す将来像」の実現に向け、環境の分野ごとに2030（令和12）年度を目標とした6つの「基本目標」を設定しています。
<b>環境目標</b>	各基本目標の達成度を評価するための「環境目標」を設定しています。
<b>個別分野</b>	各基本目標を実現するために必要な取組分野を「個別分野」として設定しています。本章では、個別分野ごとに対応するSDGs、課題、取組指標、環境施策を示しています。
<b>対応するSDGs</b>	個別分野ごとに対応するSDGsの17のゴールをロゴマークで表示しています。
<b>課題</b>	第1章第3節の「第二次計画の評価」や、第2章の「環境の現状」から明らかとなった課題を個別分野ごとにまとめて掲載しています。
<b>取組指標</b>	各個別分野における取組の進捗状況を評価するための指標として「取組指標」を設定しています。なお、人口比で目標値を設定しているものについては、当該年度の人口を用いて比率を算出しています。
<b>環境施策</b>	各個別分野の具体的な環境施策を示しています。

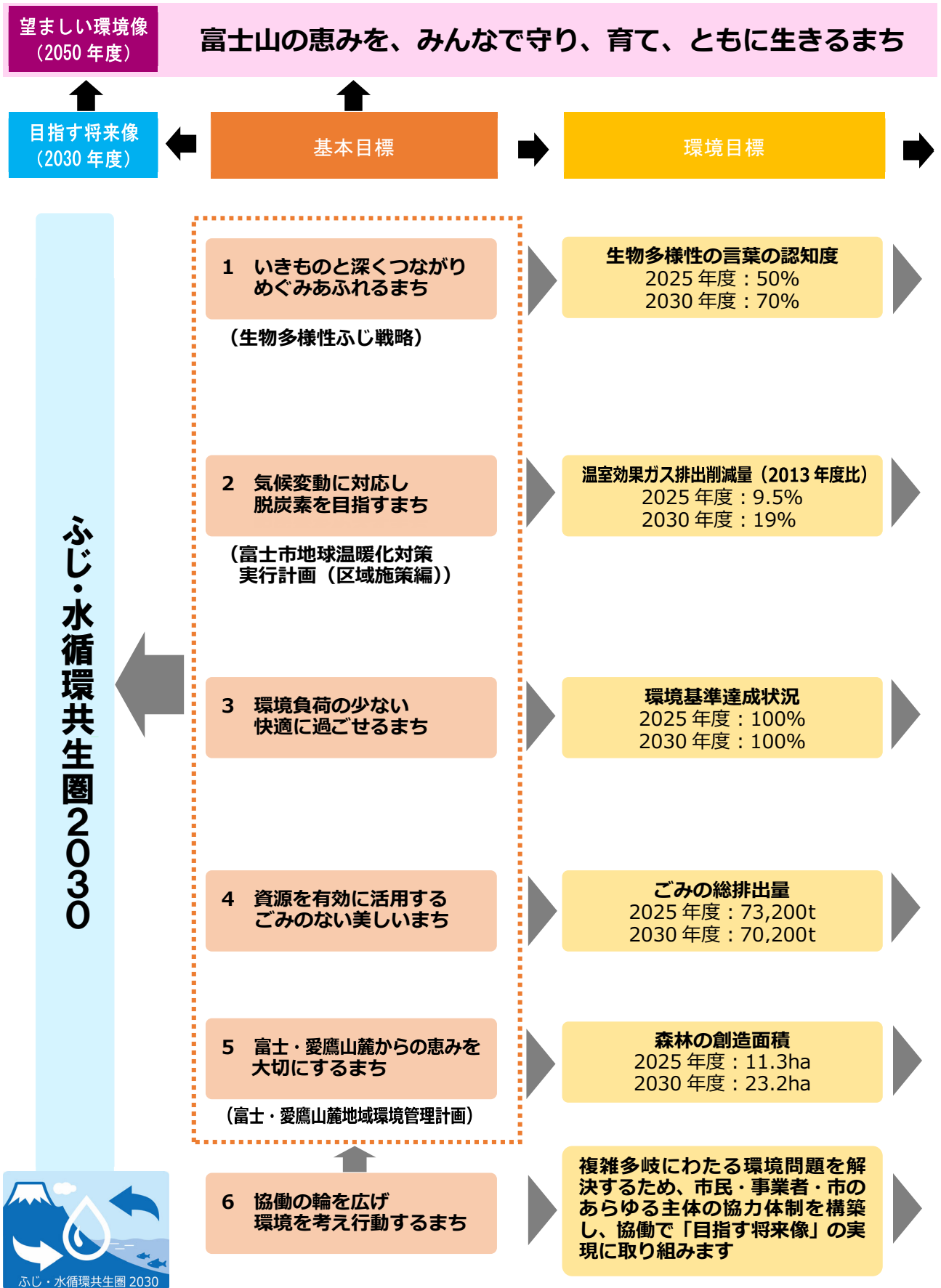


#### 新型コロナウイルス感染症による影響について

2019（令和元）年12月に中国湖北省武漢市で確認されて以来、感染が国際的に広がった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、私たちの社会や経済に大きな影響を与えています。そのため、厚生労働省は日常生活の中で感染拡大を防止することを目的とした「新しい生活様式」として、3密（密閉・密集・密接）の回避や身体的距離の確保、マスク着用、手洗いなどの実践例が紹介されています。また、関係団体による感染予防の「業種別ガイドライン」が作成されています。

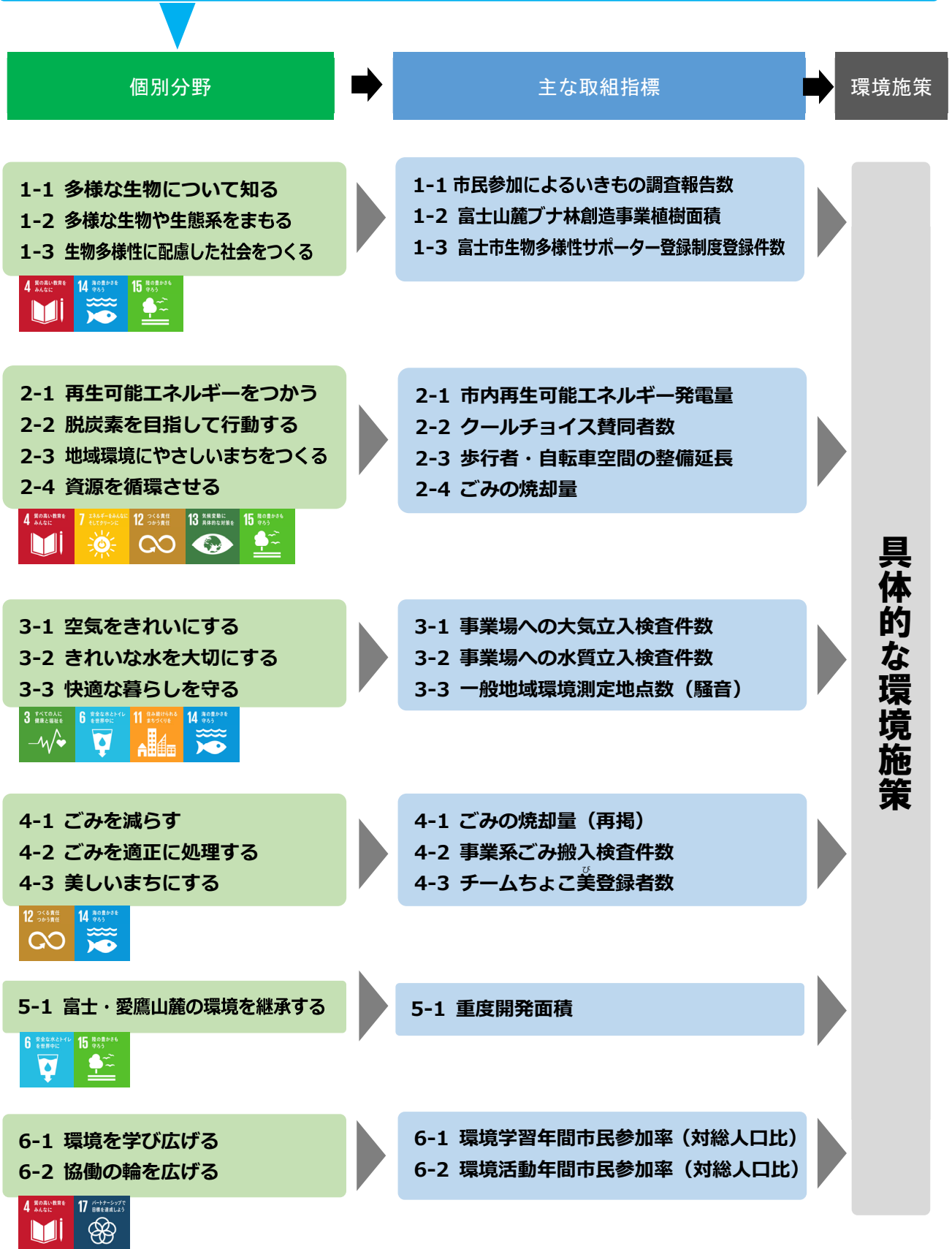
市の施策においても、「新しい生活様式」や「業種別ガイドライン」に沿った感染予防対策を推進するとともに、感染や社会の状況によっては、イベントなどの事業の縮小や中止もあり得ることから、環境目標の実績や目標の達成、各施策の取組に影響が出る可能性があります。その場合は、必要に応じて目標値等の見直しを行います。

第2節 体系図

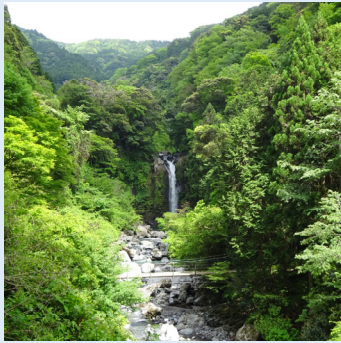


### 個別分野とSDGsの対応

個別分野に対応するSDGs（持続可能な開発目標）の17のゴールをロゴマークで示しています。



## 第3節 市の施策



### 基本目標 1

## いきものと深くつながり めぐみあふれるまち (生物多様性ふじ戦略)



本市の多様な自然環境や生態系は様々な生物を育み、生物多様性を豊かなものにしており、生物多様性によってもたらされる「めぐみ」は、食や産業、文化など、私たちの暮らしや経済活動を支えています。このような生物多様性と私たちの関わりを、全ての市民が理解したうえで行動につなげ、生物多様性を健全な状態で次世代に引き継ぎます。

### ●環境目標

基本目標を実現するための 環境目標	現状値 2018年度 (平成30年度)	中間目標 2025年度 (令和7年度)	目標 2030年度 (令和12年度)
生物多様性の言葉の認知度*	30.1%	50%	70%

\*「生物多様性という言葉を知っていましたか」という設問に対して、「知っており、意味もよく理解している」及び「知っており、意味もだいたい理解している」と回答する市民の割合の合計。

### ●個別分野

- 1-1 多様な生物について知る
- 1-2 多様な生物や生態系をまもる
- 1-3 生物多様性に配慮した社会をつくる

基本目標 1 いきものと深くつながり めぐみあふれるまち



個別分野 1-1 多様な生物について知る



市民参加による生物調査

資料調査や現地調査の結果によると、今までに本市で確認された生物は合計 5,900 種以上に及びます。しかし、市内の生物の分布についてはまだまだ情報が不足しているのが現状です。

このため、多様な生物や生態系を守り、生物多様性に配慮した社会づくりに向け、市民参加による生物調査の実施や情報収集を進めることによって市内の生物について知り、情報を蓄積していきます。

課題

- 市内の生物情報の収集・活用が必要です。
- 重要種の保護・保全、外来種や野生鳥獣への対策が必要です。

取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
市民参加によるいきもの調査報告数	件/年	0	650	1,200

環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 野生生物の調査

①生物調査の実施と情報収集

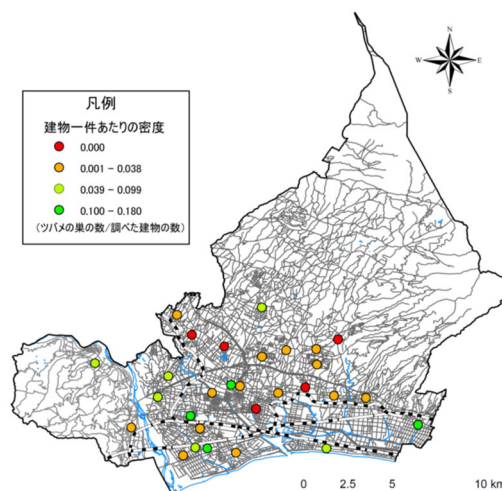


いきもの調査

市民や市民団体などと連携し、毎年、指標種を選定して本市全域を対象とした「いきもの調査」を実施しています。

調査対象の生物については、生態系区分（里山、市街地、湿地など）を考慮して選定し、毎年対象種を変えます。調査結果は市のウェブサイトなどで公表するとともに、地図化した情報をもとに保全すべき場所などを把握することで、効率的・効果的な保全策の検討などに活用する予定です。

【資料：生物多様性ふじ戦略（2020年）】



ツバメの巣調査結果（2011年度）

【資料：富士市自然環境マップ整備事業調査報告書（2012年）】



基本目標 1 いきものと深くつながり めぐみあふれるまち



個別分野 1-2 多様な生物や生態系をまもる



外来植物の駆除

本市には多くの生物が生息・生育し、奥山から海洋まで多様な生態系が形成されています。このため、重要種の保護・保全や外来種の防除、野生鳥獣との共存などを図るとともに、各生態系の特性に応じた保全・再生の方策を講じていくことにより、多様な生物・生態系を守ります。

課題

- 奥山、里地里山、田園・湿地、市街地、河川・湧水地、海岸・海洋など、市内の生態系の保全や適正管理を図ることで、生物の生息・生育地を健全な状態で維持する必要があります。

取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
富士山麓ブナ林創造事業植樹面積（累計）	ha	17.08	23.08	28.08
民有林の間伐施業面積（累計）	ha	7,469	8,404	9,149

環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 重要種・外来種・野生鳥獣への対策

- ①重要種等の保全
- ②外来種への対策
- ③人と野生鳥獣との共存

2 生物多様性に配慮した自然の利用

- ①生物多様性に配慮した土地利用

3 奥山や里地里山の生態系の保全

- ①奥山や里地里山の保護地区・重要種・外来種対策
- ②奥山や里山の森林の保全
- ③農地の保全

4 田園・湿地の生態系の保全

- ①田園の保全
- ②湿地（浮島ヶ原）の保全

5 市街地の生態系の保全・育成

- ①市街地の自然の保全・再生

6 河川・湧水地・海岸・海洋の生態系の保全

- ①河川・湧水地の保全
- ②海岸・海洋の保全

基本目標 1 いきものと深くつながり めぐみあふれるまち

個別分野 1-3 生物多様性に配慮した社会をつくる



環境アドバイザーによる啓発

生物多様性のめぐみは、私たちの暮らしや産業を支えているほか、豊かな自然環境が貴重な観光資源になったり、環境教育の場にもなったりしています。一方、私たちは暮らしや事業活動を通じて水や空気を汚したり、ごみを排出したりすることにより、環境に負荷を与えています。

そのため、有害化学物質などにより引き起こされる環境への負荷を低減するとともに、生物多様性に関する人材育成や啓発を進めるなど、生物多様性に配慮した社会を目指します。

課題

- 生物多様性の保全や持続可能な利用に向けた取組を広げていくための環境教育や取組の支援が必要です。
- 生物多様性という言葉の認知度を上げていくため、生物多様性に関する情報提供や普及啓発が必要です。

取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
富士市生物多様性サポーター登録制度 登録件数（累計）	件	0	50	100

環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 環境への負荷の低減

- ①水質の監視・維持
- ②有害化学物質の監視
- ③ごみの不法投棄・海洋ごみへの対策

2 生物多様性に関する人材育成や啓発

- ①生物多様性に関する教育
- ②生物多様性のめぐみを活用した啓発の推進
- ③生物多様性に関する情報提供



column  
コラム

富士市生物多様性サポーター登録制度

生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するためには、市だけではなく市民、事業者、市民団体などの様々な主体が自主的に取組を進めるための仕組みづくりが必要です。「富士市生物多様性サポーター登録制度」は、市内で生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組を実施する市民・事業者・市民団体などを登録し、取組を推進していくものです。

例えば、市民のみなさんが家庭で行う緑化、事業者のみなさんが工場内で行うビオトープづくりや緑化、市民団体のみなさんが市内で行う自然観察会などの活動を登録することができます。登録数を増やすことで、取組の活性化さらには本市の生物多様性の向上につながります。

【資料：生物多様性ふじ戦略（2020年）】



## 基本目標 2

### 気候変動に対応し

### 脱炭素を目指すまち

(富士市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編))

現在、深刻化している地球温暖化などの気候変動に対応するためには、私たち一人ひとりのライフスタイルを変えていくことが重要です。また、すでに起こりつつある気候変動の影響に対して適応していくための取組を同時に進め、かけがえのない地球を次世代に引き継ぎます。

#### ●環境目標

基本目標を実現するための 環境目標	現状値 2015年度 (平成27年度)	中間目標 2025年度 (令和7年度)	目標 2030年度 (令和12年度)
温室効果ガス排出削減量* (2013年度比)	1.5%	9.5%	19%

\* 市域からの温室効果ガス排出量の2013年度比の削減量。

#### ●個別分野

- 2-1 再生可能エネルギーをつかう
- 2-2 脱炭素を目指して行動する
- 2-3 地域環境にやさしいまちをつくる
- 2-4 資源を循環させる



## 気候変動に向けた適応策

気候変動による将来の影響に備える適応は、現在、既に生じている気候変動影響に対処するだけでなく、地域住民の生活の向上や、地域の社会・経済の発展にもつながり得る取組です。

また、静岡県において、「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」（2019（令和元）年3月、静岡県）が策定されており、2030（令和12）年度までの施策の基本的方向性が示されています。したがって、本市の適応策は、静岡県の施策に準じ、富士市に関する施策について取り組むこととします。

なお、本市に該当する方針は、①農林水産業、②自然生態系、③自然災害・沿岸域、④健康、⑤経済活動・市民生活の5分野としています。

### 分野別適応策の概要

分野	影響	主な取組
①農林水産業	水稻、野菜及び茶の高温障害、果樹の品質低下、病害虫の構成変化、短期間のまとまった雨の増加など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高温耐性品種及び極早生品種の普及</li> <li>・温暖化に対応した農業技術・機器の導入・普及</li> <li>・病害虫の発生情報の迅速な提供</li> <li>・農業用排水施設などの維持管理や整備</li> </ul>
②自然生態系	ニホンジカ・イノシシの分布拡大など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の動植物の生息状況等の調査</li> <li>・鳥獣による食害防止対策、有害鳥獣駆除</li> </ul>
③自然災害・沿岸域	局地的豪雨・洪水による災害発生リスク増加及び浸水被害発生、海面水位の上昇、集中豪雨発生件数の増加による土砂災害の発生など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川や排水施設の整備を推進</li> <li>・農地防災ダムの適正な維持、修繕、管理</li> <li>・砂浜の防護に必要な浜幅の確保</li> <li>・大規模自然災害に備えた施設の対応力を強化</li> <li>・土砂災害防止施設の整備を推進</li> <li>・山地災害防止施設や森林の整備を推進</li> <li>・災害リスクに対する住民理解の促進、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援</li> </ul>
④健康	熱ストレス超過死亡者数及び熱中症搬送者数の増加、感染症を媒介するヒトスジシマカの分布域拡大など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症対策の周知</li> <li>・炎天下作業等を軽減する農業用ロボットの情報提供</li> <li>・定期的なヒトスジシマカの生息状況調査及びウイルス保有状況調査</li> </ul>
⑤経済活動・市民生活	冷房ピーク負荷及び保険損害の増加、風水害による旅行者への影響、強い台風の増加によるインフラ・ライフラインなどへの影響、ヒートアイランドの進行など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料電池導入の促進及び太陽光発電や蓄電池との併用によるエネルギー管理の高度化検討</li> <li>・自然災害に直面した中小企業者の資金調達の支援</li> <li>・災害時に観光事業者に対し、情報提供や助言</li> <li>・病院等災害拠点施設や公共機関、水道、通信などの重要インフラ施設の強化</li> <li>・家庭、企業の防災対策等の意識の向上を図る</li> <li>・緑化の促進と緑地の設置の指導を行う</li> </ul>

基本目標 2 気候変動に対応し 脱炭素を目指すまち



個別分野 2-1 再生可能エネルギーをつかう



脱炭素化とともにエネルギー自給率の向上を図るためには、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの普及が求められています。そのため、太陽エネルギーや廃棄物の持つ未利用エネルギーの利用を促進します。また、クリーンエネルギー自動車やコージェネレーションなど革新的なエネルギー高度利用技術の普及、再生可能エネルギーの情報についての発信、エネルギーの地産地消を促進します。

課題

- ▶ 再生可能エネルギー設備の導入を促進するため、公共施設への積極的な導入のほか、市民・事業者への普及支援を行う必要があります。
- ▶ 大規模な太陽光発電施設などについて、地域との調和などの推進が必要です。

取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
市内再生可能エネルギー発電量	GWh/年	999	1,034	1,558
市内太陽光発電導入量(累計)	kW	95,857	109,700	121,300
ごみ焼却施設における発電効率	%	5.1	19.0	19.0
西部浄化センター 消化ガス利用量	m <sup>3</sup> /年	390,000	1,040,000	1,070,000
高度利用技術による電力の削減量(累計)	kWh	5,552,697	7,500,000	9,000,000
防犯用街路灯へのLED照明補助灯数(累計)	灯	10,135	21,000 (2024年度までの目標値)	(「全防犯灯のLED化に向けた計画」改定時当該計画から引用)

環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 太陽エネルギーの利用促進

- ①太陽光発電及び太陽熱利用設備を公共施設へ積極的に導入
- ②市民・事業者の太陽エネルギーの利用に対する支援
- ③普及拡大を目的とした市民活動等への支援
- ④市民、事業者への意識啓発

2 廃棄物が持つ未利用エネルギーの有効利用

- ①ごみ発電における高効率発電システムの導入
- ②ごみ発電の地産地消
- ③ごみ焼却熱の有効利用

3 革新的なエネルギー高度利用技術の普及促進

- ①革新的なエネルギー高度利用技術の普及促進
- ②革新的なエネルギー高度利用技術の積極導入

4 その他再生可能エネルギーの促進

- ①再生可能エネルギーの利用等に対する支援
- ②再生可能エネルギーの利用等に係る情報の収集発信
- ③エネルギーの地産地消の促進

基本目標 2 気候変動に対応し 脱炭素を目指すまち

個別分野 2-2 脱炭素を目指して行動する



脱炭素社会の実現には、私たちの行動の変容が必要です。まずは住宅・建築物の省エネルギー化を進めるとともに、事業活動では低炭素型経営への支援、日常生活においてはクールチョイス<sup>ふじ</sup>22の普及拡大により、エコ活動を推進していきます。また、このような行動をあらゆる主体、世代に広げていくため、脱炭素に関する環境教育の推進を図ります。

●課題

- 省エネルギー設備等の導入を促進するため、公共施設への積極的な導入のほか、市民・事業者への普及支援を行う必要があります。
- 「クールチョイス<sup>ふじ</sup>22」などの普及啓発により、温暖化対策を市民・事業者に浸透させていく必要があります。

●取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
市内 ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) 件数 (累計)	件	301	680	1,000
EMS セミナー延べ受講者数 (累計)	人	1,777	2,220	2,600
クールチョイス賛同者数 (累計)	人	9,096	12,300	15,000
クールチョイス賛同団体数 (累計)	団体	92	164	224
こどもエコクラブ加入率 (対小学生人口比)	%	5.4	8.0	10.0
環境学習年間市民参加率 (対総人口比)	%	8.7	9.3	10.0

●環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 住宅・建築物の省エネルギー化の推進

- ①市有施設の省エネルギー化の推進
- ②ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の普及支援
- ③省エネ法等に基づく届出制度などの普及・啓発
- ④静岡県建築物環境配慮制度の普及・啓発

2 低炭素型経営の支援

- ①事業所等への環境マネジメントシステム構築・運用支援
- ②エネルギー管理指定工場・特定事業者の取組支援
- ③省エネ法による規制外の事業者の対策支援

3 クールチョイス<sup>ふじ</sup> 22 の普及拡大

- ①エネルギー消費を抑える生活の推進
- ②資源を大切に生活の推進
- ③個人や組織で取り組むエコ活動の推進
- ④環境負荷を抑える移動手段の推進

4 環境教育及び啓発活動の推進 (個別分野 6-1 参照)

基本目標 2 気候変動に対応し 脱炭素を目指すまち

個別分野 2-3 地域環境にやさしいまちをつくる



自動車から排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの低減を図るため、公共交通機関の充実や歩行者・自転車空間の整備など、環境にやさしい交通体系の整備を行います。また、二酸化炭素の吸収を促進するため、都市緑化の推進や森林の保全・活用を図ります。

課題

- ▶ 徒歩や自転車、公共交通機関、次世代自動車など環境への負荷が少ない交通手段への切り替えが必要です。
- ▶ 地球温暖化防止のためには、二酸化炭素の吸収源となる森林の適正管理、緑地の保全・創出、緑化の推進が必要です。

取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
公共交通の利用者数	人/日	5,450	5,956	5,748
歩行者・自転車空間の整備延長	—	—	(2021年度策定予定「自転車道整備計画(仮)」から引用)	
市民一人当たりの都市公園面積	m <sup>2</sup> /人	8.4	9.1	(「富士市緑の基本計画」改定時に当該計画から引用)
富士山麓ブナ林創造事業植樹面積(累計)【再掲】	ha	17.08	23.08	28.08
民有林の間伐施業面積(累計)【再掲】	ha	7,469	8,404	9,149

環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 環境にやさしい交通体系の整備

- ①公共交通機関の充実
- ②歩行者空間・自転車空間の整備

2 都市緑化の推進

- ①寺社林などの樹木の保護・維持管理の支援
- ②公園などの整備
- ③事業所や家庭における緑化の推進

3 森林の保全・活用

(個別分野 1-2 環境施策 3 参照)

基本目標 2 気候変動に対応し 脱炭素を目指すまち



個別分野 2-4 資源を循環させる



脱炭素を目指すためには、ごみの焼却に伴う二酸化炭素の排出を減らす必要があります。3R の推進によってごみの減量や資源化を推進するとともに、特にプラスチック類や水分の多い生ごみの混入を減らすなど、ごみ分別の徹底の推進を図っていきます。

●課題

- ▶ ごみ排出量の減量のほか、プラスチック類の分別や資源化を推進する必要があります。

●取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
ごみの焼却量	t/年	65,582	62,000	59,000

●環境施策

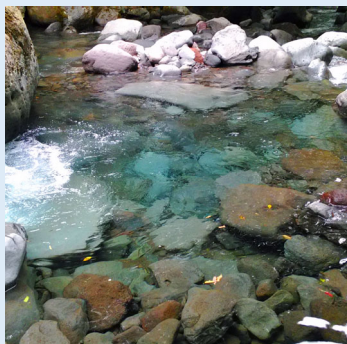
「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 ごみの減量化の推進、ごみの適正処理の推進

(個別分野 4-1、4-2 参照)





## 基本目標 3



# 環境負荷の少ない 快適に過ごせるまち

大気汚染や水質汚濁、悪臭などのない、環境負荷の少ない暮らしや事業活動に努めるとともに、本市の産業や暮らしを支えている地下水や湧水などの水資源の保全を図り、快適に過ごせるまちづくりを行います。

### ●環境目標

基本目標を実現するための 環境目標	現状値 2019年度 (令和元年度)	中間目標 2025年度 (令和7年度)	目標 2030年度 (令和12年度)
<b>環境基準達成状況*</b> ①大気 ②水質 ③一般地域環境騒音 ④ダイオキシン類	① <b>100%</b> ② <b>100%</b> ③ <b>83.3%</b> ④ <b>100%</b>	①～④ <b>100%</b>	①～④ <b>100%</b>

\*環境基準達成状況は、以下のとおり。

- ①大気環境基準達成状況（光化学オキシダントは除く）
- ②河川・海域における水質環境基準達成状況（BOD または COD）
- ③一般地域環境騒音に係る環境基準の達成状況
- ④ダイオキシン類に係る環境基準の達成状況

### ●個別分野

- 3-1 空気をきれいにする
- 3-2 きれいな水を大切にする
- 3-3 快適な暮らしを守る

基本目標3 環境負荷の少ない 快適に過ごせるまち



個別分野3-1 空気をきれいにする



きれいな空気は、私たちが健康的で快適な暮らしをしていくためにとても大切なものです。本市では、産業の発展に伴うスモッグなどの大気汚染を克服してきた歴史があります。

今後も、工場・事業所や自動車交通からの大気汚染を監視するとともに、低公害車の普及やエコドライブの推進などにより、大気汚染防止に努めます。

●課題

- ▶ 光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）などの大気汚染や、悪臭などへの対策を推進していく必要があります。

●取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
事業場への大気立入検査件数	件/年	59	60	60

●環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 大気等の監視・調査

- ① 移動発生源の調査・研究
- ② 大気汚染物質の排出削減指導
- ③ 悪臭対策

2 交通対策

- ① 公用車の低公害車への転換
- ② 交通の円滑化による大気への負荷低減

3 自動車利用対策

- ① 自動車利用の抑制
- ② 低公害車の導入啓発
- ③ エコドライブの推進

基本目標3 環境負荷の少ない 快適に過ごせるまち

個別分野3-2 きれいな水を大切にする



富士・愛鷹山麓に降った雪や雨は、森林に育まれ、河川や地下水として下流へ流れてその一部は湧水や海底湧水となって湧き出しています。私たちの暮らしや産業、そして多くの生物は、この豊かな水資源によって支えられています。

このような豊かできれいな水資源を保全するため、水質の監視・改善に努めるとともに、地下水の維持・保全に向けた取組、水を身近に感じることができるよう、水とふれあう場や機会の提供を行っていきます。

●課題

- ▶ 河川や排水路の水質について、継続的な監視が必要です。
- ▶ 下水道や合併処理浄化槽の整備を推進し、汚水処理人口普及率を上げていく必要があります。
- ▶ 生活や産業を支えている豊富で良質な地下水・湧水を今後も守っていく必要があります。

●取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
事業場への水質立入検査件数	件/年	205	200	200
富士山麓ブナ林創造事業植樹面積(累計) 【再掲】	ha	17.08	23.08	28.08
民有林の間伐施業面積(累計)【再掲】	ha	7,469	8,404	9,149

●環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 水質の監視・改善

- ①河川等・海域・地下水の水質の監視
- ②公共下水道整備・接続の促進
- ③事業所排水への指導
- ④合併処理浄化槽への転換促進と適正な維持管理の推進

2 地下水の維持・保全

- ①水源かん養林の維持
- ②雨水貯留槽・雨水浸透ます設置や透水性舗装材利用の促進
- ③農薬や肥料の適正使用の周知
- ④地下水位の継続的観測
- ⑤地下水の価値啓発及び適正利用の推進

3 水とふれあう場や機会の創出

- ①湧水地の周辺の整備及び公園内の湧水地の維持管理

基本目標3 環境負荷の少ない 快適に過ごせるまち



個別分野3-3 快適な暮らしを守る



工場や店舗、自動車、家庭などから発生する騒音・振動は、地域住民に不快感を与えることから、騒音・振動の調査や、騒音防止の指導・啓発などを実施し、静かな暮らしを守ります。また、ダイオキシン類などの有害化学物質は、人間やその他の生物の体内に蓄積されて健康を損なうおそれがあることから、有害化学物質の監視・指導・情報公開及び啓発などの対策を進め、健康で安全な暮らしを守ります。

●課題

- ▶ 環境基準を達成していない一部幹線道路について、騒音・振動の監視と対策が必要です。
- ▶ 環境基準を超過している有機塩素系化合物について、継続的な監視が必要です。

●取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
一般地域環境測定地点数(騒音)	箇所/年	6	6	6

●環境施策

「ふじ・水循環共生圏2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 生活・事業所の騒音・振動対策

- ①適正な土地利用への誘導
- ②事業所への指導
- ③生活騒音防止の啓発

2 自動車・鉄道の騒音対策

- ①道路の排水性舗装の推進
- ②自動車・新幹線の騒音・振動調査の継続

3 有害化学物質対策

- ①ダイオキシン類の監視・測定の継続
- ②有害化学物質調査の継続
- ③アスベスト対策の推進
- ④有害化学物質の使用・保管状況等の指導

4 有害化学物質等への意識向上

- ①ダイオキシン類の調査結果の情報公開・提供
- ②PRTR制度による収集データの情報公開
- ③電磁波、光害に関する情報公開・提供



## 基本目標 4



# 資源を有効に活用する ごみのない美しいまち

3R（リデュース・リユース・リサイクル）によるごみの減量化と資源化を進めるとともに、ごみの適正処理、不法投棄対策や環境美化の推進を図ることで、ごみのない美しいまちを目指します。

### ●環境目標

基本目標を実現するための 環境目標	現状値 2019年度 (令和元年度)	中間目標 2025年度 (令和7年度)	目標 2030年度 (令和12年度)
ごみの総排出量*	76,770t/年	73,200t/年	70,200t/年

\* 家庭系一般廃棄物（可燃ごみ、埋立ごみ、資源物）、事業系一般廃棄物、汚泥（し尿汚泥、下水汚泥）を合わせた総排出量

### ●個別分野

- 4-1 ごみを減らす
- 4-2 ごみを適正に処理する
- 4-3 美しいまちにする



## 基本目標4 資源を有効に活用する ごみのない美しいまち

12 つくる責任  
つかう責任

## 個別分野 4-1 ごみを減らす



プラスチックは、私たちの生活に利便性と恩恵をもたらす一方、ペットボトルやレジ袋などの使い捨てプラスチックの海洋流出などの問題が発生し、地球規模での環境汚染が深刻となっています。

また、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。

本市におけるごみの排出量は年々減少傾向にありますが、「リサイクルよりリユース、リユースよりもリデュース」の考え方のもと、ごみの減量・資源化を進めます。

## ● 課題

- ▶ 今後も様々なごみ減量・資源化の広報・啓発を行い、ごみの排出量を減らしていく必要があります。
- ▶ 可燃ごみの約3割を占める生ごみの削減が必要です。

## ● 取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
ごみの焼却量【再掲】	t/年	65,582	62,000	59,000

## ● 環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示

1 ごみの減量化の推進 

- ①食品ロス削減などごみ発生抑制及びごみ減量の啓発
- ②資源物の分別徹底
- ③生ごみ減量の推進
- ④ごみ処理有料化の検討
- ⑤資源回収方式の強化による資源の有効利用の推進

基本目標4 資源を有効に活用する ごみのない美しいまち



個別分野 4-2 ごみを適正に処理する



本市で回収したごみは「富士市新環境クリーンセンター」で適正に処理しています。今後ごみの適正処理を推進するため、ごみ分別の徹底や啓発を図ります。

事業系ごみについては、分別の徹底に向けて、継続して搬入検査を実施していきます。また、不法投棄に対してはパトロールなどによる監視を強化していきます。

●課題

- ▶ ごみの適正処理への意識啓発のため、新環境クリーンセンターの運用及び啓発の場としての有効活用が必要です。
- ▶ 山間地や海岸部に多く見られる不法投棄への対策が必要です。

●取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
事業系ごみ搬入検査件数	件/年	59	90	90

●環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 ごみの適正処理の推進

- ①ごみ分別の周知徹底
- ②野焼きに対する指導
- ③産業廃棄物の適正処理への助言
- ④不法投棄に対するパトロールの実施
- ⑤不法投棄の防止取組及び情報提供体制の周知

基本目標4 資源を有効に活用する ごみのない美しいまち



個別分野 4-3 美しいまちにする



美化活動

本市では、2016（平成28）年6月1日に「富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関する条例」（富士市マナー条例）を施行し、公共の場所・他人の土地でのポイ捨て、ふんの放置を禁止するとともに、公共の場所での喫煙マナーの遵守を定めています。今後はアダプション・プログラム（公園や河川、道路の清掃）などの美化活動を市全体に広げるとともに、同条例の普及啓発などを通じて、ごみのない美しいまちを目指します。

● 課題

- 「富士市マナー条例」の普及や「チームちょこ美」の市全体への拡大が必要です。

● 取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
チームちょこ美登録者数（累計）	人	3,087	6,500	10,000

● 環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 環境美化の推進

- ① アダプション・プログラム等の美化活動の推進
- ② 公園のごみのポイ捨てパトロールの実施
- ③ 富士市マナー条例の普及啓発
- ④ チームちょこ美による美化活動の推進
- ⑤ 緑化の推進



## 基本目標 5



# 富士・愛鷹山麓からの恵みを大切にすまち (富士・愛鷹山麓地域環境管理計画)

富士・愛鷹山麓の緑豊かな自然環境は、水源かん養や生態系の維持、環境の浄化などに重要な役割を果たすとともに、美しい風景が心に安らぎを与えてくれます。その恵みを今後も大切に、次世代へと継承していきます。

### ●環境目標

基本目標を実現するための 環境目標	現状値 2019年度 (令和元年度)	中間目標 2025年度 (令和7年度)	目標 2030年度 (令和12年度)
森林の創造面積*1	20.0ha*2	11.3ha	23.2ha

\*1 森林の公益的機能を保全する措置の枠として換算される植林面積から重度開発面積を差し引いた面積。

\*2 富士・愛鷹山麓地域環境管理計画策定時から、これまでの自然環境の保全と創造による取組により、創造し評価した面積。

森林の創造面積については、重度開発により減少しますが、植林により増加を目指します。

なお、これまでは計画区域内における開発許容面積を250haとし、重度開発面積の進捗管理を行ってまいりましたが、2019年(令和元)年度の調査において、市が把握していた重度開発面積191.65ha(2018(平成30)年度実績)に対し、林業による皆伐・植林を含め最大285haの森林が喪失していることが確認されました。

2025年(中間目標年度)では、植林面積より開発面積のほうが多いため、現状値より減少する予定です。しかし、2030(令和7)年度(目標年度)は、植林が進み、現状よりも増加することを目標とします。

### ●個別分野

#### 5-1 富士・愛鷹山麓の環境を継承する

基本目標 5 富士・愛鷹山麓からの恵みを大切にすまち

個別分野 5-1 富士・愛鷹山麓の環境を継承する



富士・愛鷹山麓

富士・愛鷹山麓の緑豊かな自然環境は、水源かん養、生態系の維持、環境の浄化などの機能を有するとともに、美しい風景は心に安らぎを与えてくれます。この恵みを将来の世代に継承させていくことが私たちの責務です。

そこで、富士・愛鷹山麓地域における自然環境の保全と創造、森林の節度ある利用を図っていくため、適正な土地利用の誘導を推進していきます。

●課題

- 富士・愛鷹山麓地域における適正な土地利用の誘導を図るとともに、「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」の規定により、森林の有する公益的機能を保全する必要があります。

●取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
重度開発面積（累計）*1	ha	—	18.7	22.8
植林（保全措置枠換算）面積（累計）*2	ha	20.0	30.0	46.0
富士山麓ブナ林創造事業植樹面積（累計） 【再掲】	ha	17.08	23.08	28.08

\*1 「森林法」第5条第1項の規定により静岡県知事が定める地域森林計画の対象となる森林を伐採し、跡地を森林以外の用途に供する面積。

\*2 植林面積のうち、林業による新植や補植は含まず、森林機能の保全に資するために実施される植林面積。

●環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 富士・愛鷹山麓地域における環境の保全

- ①富士・愛鷹山麓地域における適正な土地利用事業の誘導
- ②富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全
- ③富士・愛鷹山麓地域における良好な景観の形成





## 基本目標 6



### 協働の輪を広げ

### 環境を考え行動するまち

市民・事業者・市の協働による環境保全に取り組みながら、多くの市民が環境に関心を持つ機会を提供するとともに、あらゆる年代を対象として、充実した環境教育をより一層推進していきます。

#### ●環境目標

私たちを取りまく環境問題は、大気汚染や水質汚濁、ごみなど身近なものから、地球温暖化などの地球規模のものまで広範囲に及びます。こうした複雑多岐にわたる環境問題を解決するため、市民・事業者・市のあらゆる主体の協力体制を構築し、協働することで、「基本目標1～5」の実現に寄与します。

#### ●個別分野

##### 6-1 環境を学び広げる

##### 6-2 協働の輪を広げる

## 基本目標6 協働の輪を広げ 環境を考え行動するまち



## 個別分野6-1 環境を学び広げる



本市の豊かな環境を次世代へ引き継いでいくためには、私たちの今の暮らしや産業を、持続可能なものに切り替えていかなければなりません。そこで、環境保全活動に主体的に参加し、責任ある行動ができる人を育てる環境教育や、それを支援するための体制が重要となります。このため、学校や地域、家庭、事業所における環境教育を推進するとともに、「広報ふじ」や市ウェブサイトなどを活用した環境情報の提供を行います。

## ●課題

- ▶ こどもから大人までのあらゆる世代に対して、家庭から地域、事業所などのあらゆる場所における環境教育・環境学習の機会づくりが必要です。
- ▶ 市民・事業者に対する分かりやすい環境情報の提供が必要です。

## ●取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
こどもエコクラブ加入率 (対小学生人口比)【再掲】	%	5.4	8.0	10.0
環境学習年間市民参加率(対総人口比) 【再掲】	%	8.7	9.3	10.0

## ●環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



## 1 環境教育及び啓発活動の推進

- ①自然体験・学習の場づくり・交流活動の推進
- ②学校における自然保護、環境美化活動事業の推進
- ③こどもエコクラブ活動の推進
- ④環境アドバイザー制度の活用の推進
- ⑤新環境クリーンセンターにおける環境学習・環境啓発活動の推進

## 2 環境情報の提供

- ①「広報ふじ」や市ウェブサイト等での情報提供
- ②イベントでの環境情報の発信

基本目標 6 協働の輪を広げ 環境を考え行動するまち



個別分野 6-2 協働の輪を広げる



環境アドバイザーの活動

現在の環境問題は、私たちの身近な場所から地球全体まで広い範囲にわたり、さらには誰もが加害者にも被害者にもなり得るという面を持っています。このような複雑な環境問題を解決するためには、市民・事業者・市が協働し、一体となって環境保全に取り組んでいくことが重要です。

そこで、パートナーシップによる取組や自主的な環境保全活動の支援を行い、市全体に協働の輪を広げていきます。

課題

- ▶ 環境アドバイザー制度の活用を推進していく必要があります。
- ▶ 今後も環境に関するイベントを啓発の場として継続していく必要があります。
- ▶ 事業者に環境マネジメントシステム認証取得を促し、支援していくことが必要です。

取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
環境アドバイザー派遣年間延べ人数	人/年	393	420	450
環境活動年間市民参加率（対総人口比）	%	4.8	7.5	10.0

環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 パートナーシップによる環境活動の推進

- ①環境に関するイベントなど市民・事業者・市の協働の場づくり
- ②環境アドバイザー制度の活用の推進
- ③公園の整備・維持管理への市民意見の反映
- ④国や県、周辺市町等と連携した、広域的な環境保全への取組

2 自主的な環境保全活動の支援

- ①市民団体等の自主的な環境保全活動の支援
- ②事業所等への環境マネジメントシステム構築支援

3 幅広い環境問題への取組の推進

- ①先進的な取組への支援や情報発信・収集
- ②環境に対する意識啓発の推進
- ③人や技術の交流等の国際協力の支援